正誤表

下記のとおり誤記がありましたので、訂正いたします。

訂正箇所	誤	正
納税通知書（１枚目）裏面左下 「固定資産の価格に不服がある場合」	課税の基礎となった固定資産の価格に不服があるときは、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日（令和６年４月１日）以降、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。審査の申出ができるのは、地目の変換、分合筆、家屋の増改築等により価格を見直した場合や家屋の新築等により新たに固定資産税を課税する場合に限ります。審査申出書（正副２通）は、当区役所を経由して提出することもできます。	課税の基礎となった固定資産の価格に不服があるときは、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日（令和６年４月１日）以降、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。 審査申出書（正副２通）は、当区役所を経由して提出することもできます。